

「角度調節金具用浮動くさび他」意匠権差止等請求事件：大阪地裁平成23(ワ)9476・平成24年5月24日（26民部）判決〈請求認容〉

【キーワード】

意匠法 37 条（差止請求権）、意匠法 23 条（意匠権の効力）、意匠法 24 条（登録意匠の範囲等）、部分意匠の意匠権、特許出願の分割・変更出願（意匠法 13 条 1 項）

【主 文】

- 1 被告は、別紙イ号製品目録、別紙ロ - 1号製品目録及び別紙ロ - 2号製品目録記載の各製品を製造し、使用し、譲渡し、輸出し又は輸入してはならない。
- 2 被告は、前項記載の各製品を廃棄せよ。
- 3 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- 4 訴訟費用はこれを4分し、その1を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。
- 5 この判決は、1項に限り、仮に執行することができる。

【事案の概要】

- 1 前提事実（当事者間に争いが無い。）

(1) 当事者

原告（向陽技研株式会社）は、鉄工業等を目的とする会社である。

被告（株式会社ヒカリ）は、各種金属プレス加工並びに販売等を目的とする会社である。

(2) 本件意匠権1

原告は、以下の意匠登録（以下「本件意匠登録1」といい、その登録意匠を「本件意匠1」といい、その実施品を「本件実施品1」という。）に係る意匠権（以下「本件意匠権1」という。）について、専用実施権を有している。

登録番号	1379531号
出願日	平成17年2月25日
登録日	平成22年1月8日
意匠に係る物品	角度調整金具用浮動くさび
登録意匠	別紙本件意匠目録1記載のとおり

(3) 本件意匠権2

原告は、以下の意匠登録（以下「本件意匠登録2」といい、その登録意匠を「本件意匠2」といい、その実施品を「本件実施品2」という。）に係る意匠権（以下「本件意匠権2」という。）について、専用実施権を有している。

登録番号	1399739号
------	----------

出願日 平成17年2月25日
登録日 平成22年9月24日
意匠に係る物品 角度調整金具用揺動アーム
登録意匠 別紙本件意匠目録2記載のとおり

(4) 被告の行為

被告は、別紙イ号製品目録記載の製品（以下、同製品に係る意匠を「イ号意匠」という。）、別紙ロ-1号製品目録記載の製品（以下、同製品に係る意匠を「ロ-1号意匠」という。）、別紙ロ-2号製品目録記載の製品（以下、同製品に係る意匠を「ロ-2号意匠」という。）及び別紙ロ-3号製品目録記載の製品（以下、同製品に係る意匠を「ロ-3号意匠」という。）を、それぞれ製造、使用、譲渡、輸出及び輸入した（以下、ロ-1号製品、ロ-2号製品及びロ-3号製品を併せて「ロ号製品」という。）。

イ号製品と本件意匠1、ロ号製品と本件意匠2とは、それぞれ意匠に係る物品が同一である。

なお、イ号意匠の正面図、背面図の内側に囲まれた線は、台形形状の隆起部の斜面を示しており、台形の上辺と下辺とを区別するのであれば、間隔の極めて狭い、二重線で描かれることになる。

また、被告は、平成22年7月30日からロ-1号製品を、同年11月2日からロ-2号製品を、製造、使用、譲渡、輸出及び輸入していない。また、別紙イ号製品目録及び別紙ロ号製品各目録記載の各製品のうち「ラチェットギア多段シリーズ 14RS 巻き1.6」も、現在は製造していない。

2 原告の請求

原告は、被告に対し、イ号製品に係る被告の行為により本件意匠権1を侵害されたとして、その専用実施権に基づき、イ号製品の製造、使用、譲渡、輸出又は輸入の差止めを求めるとともに、ロ号製品に係る被告の行為により本件意匠権2を侵害されたとして、その専用実施権に基づき、ロ号製品の製造、使用、譲渡、輸出又は輸入の差止めを求めている。

3 争点

- (1) イ号意匠は、本件意匠1に類似するか（争点1）
- (2) ロ-1号意匠は、本件意匠2に類似するか（争点2）
- (3) ロ-2号意匠は、本件意匠2に類似するか（争点3）
- (4) ロ-3号意匠は、本件意匠2に類似するか（争点4）
- (5) 本件意匠登録1及び2は、意匠登録無効審判により無効とされるべきものであるか

ア 本件意匠登録1及び2について、意匠登録出願への変更前の特許出願に分割要件違反があるか（争点5）

イ 本件意匠登録1について、特許出願から意匠登録出願への変更は適法なも

- のであるか（争点6）
- ウ 本件意匠登録2について，特許出願から意匠登録出願への変更は適法なものであるか等（争点7）

【判断】

1 争点1（イ号意匠は，本件意匠1に類似するか）について
以下の理由から，イ号意匠は，本件意匠1に類似するものと認めることができる。

(1) 意匠に係る物品

前提事実(4)のとおり，イ号意匠と本件意匠1の意匠に係る物品が同一であることについては，当事者間に争いが無い。

(2) 本件意匠1の構成

本件意匠1の構成は，以下のとおりである。

ア 基本的構成態様

- (ア) 正面視において，縦長であり，上方にいくにしたがって左右幅がわずかに減少する形状である。
- (イ) 右側面には，複数個のギア歯が列設され，歯面がゆるやかな凹状として形成されている。
- (ウ) 左側面には，滑らかで，ゆるやかな凸弯曲の当接面が形成されている。
- (エ) 左右の各側面視における輪郭は，縦横比の差が小さな長方形である。
- (オ) 平面視及び底面視における輪郭は，縦長の長方形である。

イ 具体的構成態様

- (ア) 頂部から歯面の上端まで下方に傾斜する，平滑な上傾斜面が形成されている。
- (イ) ギア歯の数は6個である。
- (ウ) 正面視において，歯面の下端から幅方向の略半分まで左下方へ傾斜する，平滑な下傾斜面が形成されており，当該下傾斜面の下端は，下方に凸の略半円形状に形成された膨出部に繋がる。

ウ 要部

登録意匠とそれ以外の意匠が類似であるか否かの判断は，需要者の視覚を通じて起こさせる美感に基づいて行うものである（意匠法24条2項）。

したがって，その判断にあたっては，意匠に係る物品の性質，用途，使用態様，さらには公知意匠にない新規な創作部分の存否等を参酌して，需要者の注意を惹き付ける部分について要部として把握した上で，両意匠が要部において構成態様を共通にするか否かを中心に観察し，全体として美感を共通にするか否かを判断すべきである。

以下，このような観点から，本件意匠1の要部について検討する。

(ア) 本件実施品 1 の性質，用途及び使用態様

甲 1 の 1 及び 2 の 1 によれば，角度調整金具用浮動くさび（本件実施品 1）は，角度調整金具を構成する部材であること，角度調整金具は，一方の部材と他方の部材との角度を任意に設定することができる関節部材であり，座椅子の背部の傾斜角度を調整するために背部と座部との間等に用いられる部品であること，その使用態様としては，別紙本件意匠目録 1 の【使用状態を示す参考図 1】ないし【使用状態を示す参考図 3】のような使用態様で用いられることが認められる。

特に，特開 2009 - 254868 号公報（甲 9）によれば，従来の角度調整金具は，爪片のギアへの噛合によりアームの揺動を抑止する構成のものであったこと，角度調整金具に作用する力は，人間の体重を支える非常に大きなものであるため，従来の金具では，爪片，ギアの歯が大きくなることから，ギアの歯数を少なくせざるをえず，角度切替えの段数が少なく，微調整もできないという課題があったこと，本件実施品 1 及び 2 を用いた角度調整金具では，浮動くさび部材（本件実施品 1）の外方側の当接面と弾発部材とが当接することによる当接力，浮動くさび部材の歯部とギアとの噛合及び浮動くさび部材とギアとの間の圧迫力により揺動を抑止するため，ギア部の歯が小さくとも，大きな荷重を受け持つことができ，ギア歯の数を増やすことができるという効果を奏することが認められる。

これらのことからすると，本件実施品 1 及び 2 を用いた角度調整金具を使用する需要者ないし取引者は，上記作用効果を奏することに関するギア部分（本件意匠 1 の基本的構成態様(イ)）と当接面（同(ウ)）の各構成に注意を惹かれると認めることができる。

また，別紙本件意匠目録 1 の【使用状態を示す参考図 3】から明らかとなり，本件意匠 1 は，基本的構成態様(エ)（左右の各側面視における輪郭は，縦横比の差が小さな長方形である。）及び同(オ)（平面視及び底面視における輪郭は，縦長の長方形である。）の形状により，全体的に扁平な印象を与えるものであると認めることができる。そして，これが意匠全体の美感に及ぼす影響は大きいものであるということが出来るから，これらの形状も需要者ないし取引者の注意を惹き付ける部分であるということが出来る。

(イ) 公知意匠

角度調整金具については，ギア板の歯に爪を噛ませる構成（甲 9，乙 12 ないし 14 及び 18 ないし 26）及び浮動するローラを用い，ローラに対して壁面間隔を徐々に狭くし，ローラを固定させて回動を調整する構成（乙 15 及び 16）が公知であったことが認められる。

しかしながら，本件意匠 1 及び 2 を用いた角度調整金具のように，浮動くさびとギア板を用いたものがあったことを認めるに足りる証拠はない。

被告は、公知意匠として、乙56ないし59を挙げるが、以下のとおり、本件実施品1及び2の浮動くさびとギア板を用いた角度調整金具は公知ではなく、本件意匠1の基本的構成態様(ア)ないし(ウ)の形状を同意匠の要部であると認定する妨げとなるものではない。

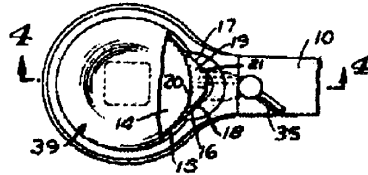
a 実公昭37-29299号公報(乙56)に記載された意匠

上記公報には、考案の名称を「逆動可能の爪車型スパナ」とする以下の考案が記載されている。

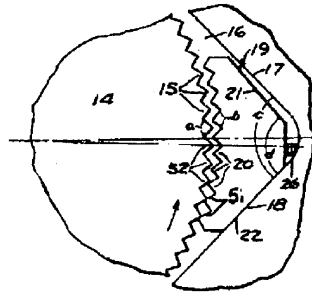
「図面の簡単な説明

第1図は、本考案を具体化したスパナの側面図、第2図は第1図の2-2の線における部分断面図、第3図は第2図に示したものと異なった位置においてスパナの各部の位置を示した一部切断平面図、「第5図は第2図に示したスパナの一部の拡大断面図」である。

第3図



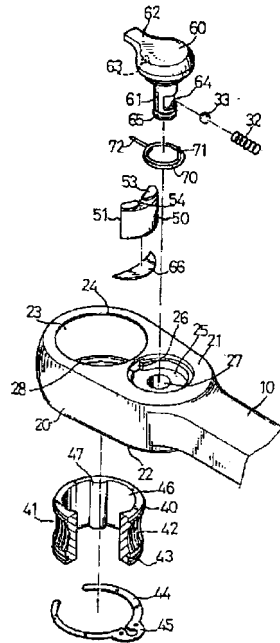
第5図



被告は、上記第3図の「楔形の歯止め19」が本件意匠1の基本的構成態様を備えていることが読み取れる旨主張するものの、上記第3図では「楔形の歯止め19」が非常に小さく描かれているのみであり、その形状は判然としないものである。かえって、上記第5図によれば、「楔形の空洞部16」との当接面の形状が、本件意匠1の基本的構成態様である「滑らかな凸湾曲の当接面が形成されている。」ものでないことが明らかである。

b 特開平9-314474号公報(乙57)に記載された意匠上記公報には、発明の名称を「ラチェット歯を有するラチェットレンチ」とする発明が記載されており、以下の図が記載されている。

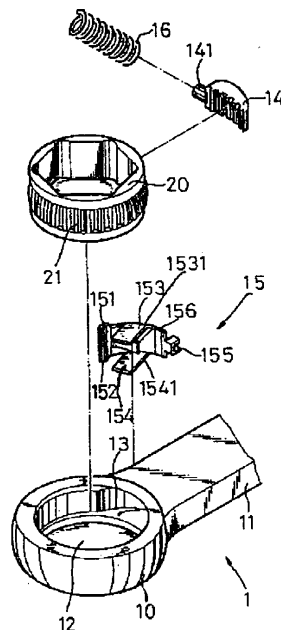
【図1】本考案の一実施例になるラチェットレンチの分解斜視図である。



被告は、上記図の「歯止め50」が本件意匠1の基本的構成態様を備えていることが読み取れる旨主張するものの、上記図からは「歯止め50」の歯面の形状を読み取ることができない上、上記図によると「歯止め50」は上下対称のものであるから、本件意匠1の基本的構成態様のうち(ア)及び(イ)の構成を読み取ることができない。

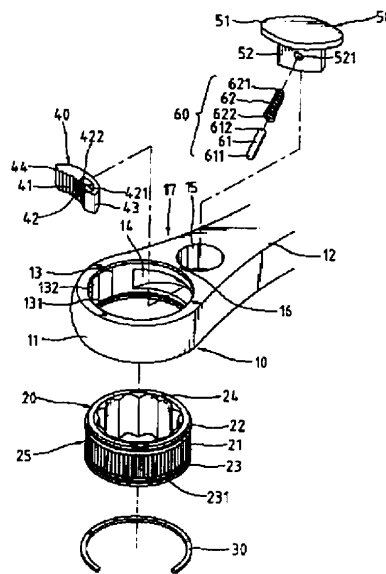
c 特開平10-15837号公報(乙58)に記載された意匠上記公報には、発明の名称を「高いトルクを持つラチェットレンチの改良構造」とする発明が記載されており、以下の図が記載されている。

【図1】本発明による高いトルクを持つラチェットレンチの改良構造の分解図である。



被告は、上記図の「弧形ギア14」が本件意匠1の基本的構成態様を備えていることが読み取れる旨主張するものの、「弧形ギア14」は、その底面に「凸柱141」を持つものであることが上記図から明らかであり、本件意匠1の基本的構成態様(オ)の点で、大きく相違するものである。
 d 特開2002-254329号公報(乙59)に記載された意匠上記公報には、発明の名称を「双方向ラチェットレンチの爪のバイアス式組合せ構造」とする発明が記載されており、以下の図が記載されている。

【図1】本発明の第1実施例のラチェットレンチの分解斜視図である



被告は、上記図の「爪40」が本件意匠1の基本的構成態様を備えていることが読み取れる旨主張するものの、上記図では、ギア歯を有する面の裏側の形状は必ずしも明らかではない上、【特許請求の範囲】の記載によれば、上記「爪」のギア歯を有する面の裏側には、ペグを挿入するための「凹部」が設けられている旨記載されているから、少なくとも、本件意匠1の基本的構成態様(ウ)の点で大きく相違するものというほかない。

(ウ) 要部

前記(ア)、(イ)によると、本件意匠1の要部は、ギア歯が列設された右側面の形状(本件意匠1の基本的構成態様(イ)、同具体的構成態様(ア)、(イ))と、当接面である左側面の形状(本件意匠の基本的構成態様(ウ))、その全体の形状が扁平で、右側面と左側面との間隔が、上方にいくにしたがって減少する形状(本件意匠の基本的構成態様(ア)。その結果、正面視では「八」の字型となる。)ということが出来る。

なお、被告は、本件意匠1の底部が耳朶状円形であること(前記アの具体的構成態様(ウ))も要部である旨主張するところ、「正面図」及び「背面

図」のみを見れば、需要者の注意を惹き付ける部分であるようにも見える。

しかしながら、前記(ア)からすると、当該部分は、角度調整金具の部品として本件実施品 1 の作用効果を奏する部分であるとは認めることができない上、立体的形状として本件意匠 1 をみたときにも、【使用状態を示す参考図 3】のとおり意匠全体のうちわずかな部分を占めるにすぎないこと、使用状態では通常目立たない底面部の形状であることからしても、需要者の注意を惹き付ける部分であるとか、全体の美感を左右するものであるということは困難である。

(3) イ号意匠の構成

イ号意匠の構成は、以下のとおりである。

ア 基本的構成態様

(ア) 正面視において、縦長であり、上方にいくにしたがって左右幅がわずかに減少する形状である。

(イ) 右側面には、複数個のギア歯が列設され、歯面が凹状として形成されている。

(ウ) 左側面には、滑らかな凸弯曲の当接面が形成されている。なお、下方から全高 3 分の 1 程度までは平面状である。

(エ) 左右の各側面視における輪郭は、縦横比の差が小さな長方形である。

(オ) 平面視及び底面視における輪郭は、縦長の長方形である。

イ 具体的構成態様

(ア) 頂部から歯面の上端まで下方に傾斜する、平滑な上傾斜面が形成されている。

(イ) ギア歯の数は 5 個である。

(ウ) 正面視において、歯面の下端から当接面の下端まで左下方へ傾斜する、平滑な下傾斜面が形成されている。

(エ) 正面及び背面の各面は、周縁に沿って微小高さの段押しがされている。

(4) 類否

ア 共通点

前記(2)及び(3)によれば、イ号意匠は、本件意匠 1 と基本的構成態様(ア)、(イ)、(エ)及び(オ)並びに具体的構成態様(ア)において、共通である。

イ 差違点

前記(2)及び(3)によれば、イ号意匠は、本件意匠 1 と基本的構成態様(ウ)及び具体的構成態様(イ)ないし(エ)において、相違する。

ウ 類否判断

(ア) 要部における観察について

本件意匠 1 の要部は、前記(2)ウのとおりである。

前記アのとおり、本件意匠 1 の基本的構成態様(イ)とイ号意匠の基本的構

成態様(イ)は、共通しており、しかも、いずれも、右側面がゆるやかな凹状として形成されているため、その凹状の弯曲状態はほぼ同一である。

その具体的構成態様についても、本件意匠1のギア歯が6個であるのに対し、イ号意匠のギア歯は5個であるが、その違いは一見しただけでは、判明せず、むしろ、ギア歯の枚数に関する具体的構成態様は、5、6個というおおよその個数において共通する構成態様を有するといえる。

また、前記イのとおり、本件意匠1の基本的構成態様(ウ)とイ号意匠の基本的構成態様(ウ)は、左側面(当界面)について、本件意匠1は全体が一定した割合でゆるやかな曲面であるのに対し、イ号意匠は下方から全高3分の1程度までが平面状である点において相違するが、本件意匠1の左側面の弯曲度が極めてゆるやかであるため(平面に近い)、上記の違いは、一見しただけではわからず、むしろ、左側面全体として、共通した構成態様を有しているといえる。

さらに、本件意匠1の基本的構成態様(ア)、(エ)、(オ)(前記(2)ア)とイ号意匠の基本的構成態様(ア)、(エ)、(オ)(前記(3)ア)が共通していることから、いずれの意匠も全体の形状が扁平で、右側面と左側面との間隔が、上方にいくにしたがって減少し、正面視で、略「八」の字様となり、共通した構成態様を有している。

したがって、本件意匠1とイ号意匠は、要部において、ほぼ同一の形状を有しており、その違いは極めて僅かであることが認められる。

(イ) 差違点の与える影響について

左側面(当界面)の下方の形状と右側面のギア歯の数において、本件意匠1とイ号意匠は異なっているが(前記イ)、前記(ア)で指摘したとおり、その違いは僅かである。

さらに、イ号意匠は、具体的構成態様(ウ)の点(正面視において、歯面の下端から当界面の下端まで左下方へ傾斜する、平滑な下傾斜面が形成されている。)において、本件意匠1の具体的構成態様(ウ)(正面視において、歯面の下端から幅方向の略半分まで左下方へ傾斜する、平滑な下傾斜面が形成されており、当該下傾斜面の下端は、下方に凸の略半円形状に形成された膨出部に繋がる。)と相違する。しかしながら、前記(2)ウ(ウ)のとおり、当該部分に係る構成は、全体に占める割合がわずかであり、しかも、要部であるギア歯から外れた端部(底面部)の形状であることからすれば、需要者の注意を惹き付ける部分であるとまではいうことができない。

イ号意匠は、具体的構成態様(エ)(正面及び背面の各面は、周縁に沿って微小高さの段押しがされている。)の形状を有する点でも、本件意匠1と相違する。しかしながら、文献(甲12ないし15)によれば、焼結機械部品(金属粉末を単軸圧縮成型して作られる部品)において、バリを減らし、工

具の寿命を延ばすために、部品の面と側壁が作る隅が鋭角にならないように面取り部（段押し）を設けることは公知の意匠であることが認められる上、上記段押しは極小の大きさのものであることからすれば、需要者の注意を惹き付ける点であるとはいえないし、全体の美感を左右するものであるということもできない。

したがって、これらの差異点が前記(ア)の共通点を凌駕するということはできない。

(ウ) まとめ

以上のとおり、イ号意匠と本件意匠 1 は、本件意匠 1 の要部において構成態様を共通にするものであり、具体的構成態様における差違は、需要者の注意を惹き付ける点ではなく、両意匠の差異点は、両意匠の共通点を凌駕するものではないから、需要者に異なる印象を与えないということができる。

したがって、イ号意匠と本件意匠 1 は、全体として需要者の視覚を通じて起こさせる美感を共通にしているということができるから、類似するというべきである。

2 争点 2（ロ - 1号意匠は、本件意匠 2 に類似するか）について

以下の理由から、ロ - 1号意匠は、本件意匠 2 に類似するものと認めることができる。

(1) 意匠に係る物品について

前提事実(4)のとおり、ロ - 1号意匠と本件意匠 2 の意匠に係る物品が同一であることについては、当事者間に争いが無い。

(2) 本件意匠 2 の構成

本件意匠 2 の構成は、以下のとおりである。

ア 基本的構成態様

(ア) ギア歯が形成された 2 枚のギア板部が、平行に配置されている。

(イ) 正面視において、各ギア板部には、多数の細かなギア歯が左上方に凸の円弧状に配設されてギア部が形成されており、ギア部の両端には、それぞれ、ギア歯と比してラジアル外方向へ向けて突出する突隆部が形成されている。

イ 具体的構成態様

(ア) 正面視において、各突隆部のギア部側には、ラジアル外方向にゆくにしたがってギア部から離れる方向へ傾斜する直線状の勾配線が形成されている。

(イ) ギア板部のギア歯は、中心角度約 104 度の範囲に配設されている。

(ウ) 各ギア部に形成されたギア歯の数は、22 個である。

(エ) ギア部の下端において、下端のギア歯と下突隆部との間に微少長さの直線状延長部が存在する。

ウ 要部

(ア) 本件実施品 2 の性質、用途及び使用態様

甲1の1及び2の1によれば、角度調整金具用揺動アーム（本件実施品2）は、いわゆる角度調整金具を構成する部材であること、角度調整金具は、一方の部材と他方の部材との角度を任意に設定することのできる関節部材であり、座椅子の背部の傾斜角度を調整するため背部と座部との間等に用いられる部品であること、その使用態様としては、別紙本件意匠目録2の【使用状態を示す参考図1】ないし【使用状態を示す参考図3】のような使用態様で用いられることが認められる。

特に、特開2009-254868号公報（甲9）によれば、本件実施品1及び2を用いた角度調整金具において、浮動くさび部材（本件実施品1）の動作は、最大展開状態から最大折り畳み状態までは本件実施品2のギア部と当接面とに挟まれ、くさび作用によりアームを任意の折り畳み角度（傾斜角度）に調整可能で、その角度を維持させることができること、最大折り畳み状態を越えると、浮動くさび部材（本件実施品1）は、押し返し突部（本件実施品2の上側の突隆部）により押圧されて、退避空間部内に収容され、アームが揺動自由状態となること、最大展開状態に戻されると、浮動くさび部材（本件実施品1）は押し出し突部（本件実施品2の下側の突隆部）により押圧されて退避空間部から押し出され、ギア部と再び噛合状態となることが認められる。

そうすると、本件実施品1及び2を用いた角度調整金具を使用する需要者ないし取引者は、上記作用効果を奏することに関する、2枚のギア板の配設状況、ギア歯及びその周辺の特徴的な構成である突隆部の形状（本件意匠2の基本的構成態様（ア）、（イ））に注意を惹かれると認めることができる。

（イ） 公知意匠

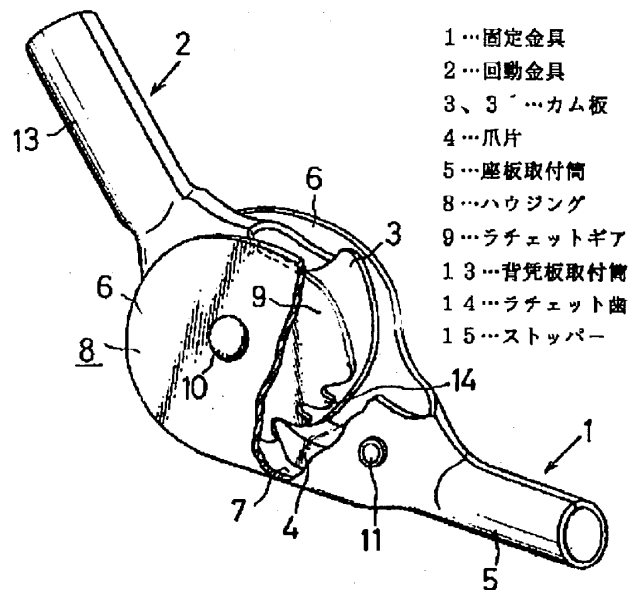
被告は、歯を有するギア板部を2枚平行に配設する公知意匠（乙12, 28ないし42）、ギア板部の歯の形状に関する公知意匠（乙13, 14, 17ないし19, 22ないし26, 29, 43ないし46）、ギア板部に勾配線を配設する公知意匠（乙13, 14, 17, 21, 23, 26, 29, 43ないし45, 47ないし51）、ギア板部に突隆部を配設する公知意匠（乙13, 17, 20, 21, 29, 43ないし45, 47, 50, 52）が存することからすれば、これらの公知意匠を組み合わせることにより本件意匠2の構成態様のうち、上記 ないし の部分に係る意匠を創作することは容易であるから、これらの形態は、本件意匠2の要部とはならない旨主張する。

しかしながら、登録意匠とそれ以外の意匠が類似であるか否かの判断は、需要者の視覚を通じて起こさせる美感に基づいて行うものとする（意匠法24条2項）とされており、公知意匠からの創作が容易であるかどうかの問題ではないから、被告の上記主張は失当なものであるというほかない。

もっとも、登録意匠の要部となる部分が、すべて一つの公知意匠に表れている場合には、それを登録意匠の要部と認定することはできないと解される。ところ、上記公知意匠のうち、本件意匠 2 の基本的構成態様をすべて備えていると主張されている実登第 3 0 0 0 3 7 9 号公報（乙 2 9）について、以下検討する。

上記公報には、考案の名称を「座椅子用ラチェット金具」とする考案が記載されており、以下の意匠が記載されている。

【図 9】



被告は、上記公報から本件意匠 2 の基本的構成態様を読み取ることができる旨主張する。確かに、上記図からすると、ギア歯が形成された 2 枚のギア板部が平行に配置されていること（基本的構成態様(ア)）は読み取れる。しかしながら、上記公知意匠は、ラチェット歯を左にした場合の正面視において、回動金具の左上方ではなく、左横方（金具の先端方向）に歯が配設されており、歯の大きさも大きく、歯の数も多数とはいいがたいものである。したがって、本件意匠 2 の基本的構成態様(イ)（正面視において、各ギア板部には、多数の細かなギア歯が左上方に凸の円弧状に配設されてギア部が形成されており、ギア部の両端には、それぞれ、ギア歯と比してラジアル外方向へ向けて突出する突隆部が形成されている。）のうち、少なくとも「多数の細かなギア歯が左上方に凸の円弧状に配設されて」いる構成を備えたものということとはできない。

したがって、被告が主張する上記公知意匠の存在は、本件意匠 2 の 2 枚のギア板の配設状況、ギア歯及び突隆部の形状を要部と認定することの妨げとなるものではない。

(ウ) 要部

前記(ア)、(イ)によると、本件意匠 2 の要部は、2 枚のギア板の配設状況、

ギア歯及び突隆部の形状ということができる。

前記(イ)のとおり、被告は、本件意匠2の基本的構成態様が公知であることからすれば、本件意匠2の要部とはなりえない旨主張するものの、これを採用することはできない。

なお、被告は、本件意匠2と公知意匠との相違点は、ギア歯群の左端部から突隆部下端部間のみ延長部を配設する形状のみであるから、この点が本件意匠2の要部であるとも主張する。しかしながら、前述のとおり、本件意匠2と公知意匠との相違点は、上記形状に係る点のみではないから、上記被告の主張は前提を誤っているというほかない。また、前記(ア)からすると、本件意匠2のうち、ギア歯群の左端部から突隆部下端部間に延長部を配設する形状は、角度調整金具の部品として本件実施品2の作用効果を奏する部分であるとは認めることができない上、詳細に検討して初めて気がつく程度の微小な形状にすぎず、需要者の注意を惹き付ける部分であるとか、全体の美感を左右するものであるということとはできない。

(3) ロ - 1号意匠の構成

ロ - 1号意匠の構成は、以下のとおりである。

ア 基本的構成態様

(ア) ギア歯が形成された2枚のギア板部が、平行に配置されている。

(イ) 正面視において、各ギア板部には、多数の細かなギア歯が左上方に凸の円弧状に配設されてギア部が形成されており、ギア部の両端には、それぞれ、ギア歯と比してラジアル外方向へ向けて突出する突隆部が形成されている。

イ 具体的構成態様

(ア) 正面視において、各突隆部のギア部側には、ラジアル外方向にゆくにしたがってギア部から離れる方向へ傾斜する直線状の勾配線が形成されている。

(イ) ギア板部のギア歯は、中心角度約96度の範囲に配設されている。

(ウ) 各ギア部に形成されたギア歯の数は、17個である。

(4) 類否

ア 共通点

前記(2)及び(3)によれば、ロ - 1号意匠は、本件意匠2と基本的構成態様及び具体的構成態様(ア)において、共通である。

イ 差違点

前記(2)及び(3)によれば、ロ - 1号意匠は、本件意匠2と具体的構成態様(イ)ないし(エ)において、相違する。

ウ 類否判断

(ア) 要部における観察について

本件意匠2の要部は、前記(2)ウのとおりである。

前記アのとおり，口 - 1号意匠は，本件意匠2の基本的構成態様(ア)及び(イ)とにおいて共通である。

その具体的構成態様においても，ギア板部のギア歯の配設されている範囲（本件意匠2では中心角度約104度の範囲であるのに対し，口 - 1号意匠では中心角度約96度の範囲である。）やギア歯の数（本件意匠2では22個であるのに対し，口 - 1号意匠では17個である。）で相違しているものの，その違いは一見しただけでは判明せず，むしろ，ギア板部の平面視で左上に一定の範囲で多数の細かなギアが，凸の円弧状に配設されているという態様の限度においては，共通しているといえる。

(イ) 差違点の与える影響について

前記イのとおり，本件意匠2と口 - 1号意匠とは，ギア板部のギア歯の数とその配設範囲において相違するが，前記(ア)で指摘したとおり，その差は僅かであり，一見して認識することができる差違ではないし，全体の美感を左右するものということもできない。

さらに，本件意匠2は，ギア部の下端において，下端のギア歯と下突隆部との間に微少長さの直線状延長部が存在する（具体的構成態様(エ)）のに対し，口 - 1号意匠には存在しない点で相違するものの，前記(2)ウ(ウ)のとおり，直線状延長部は，指摘されなければ気づかない程度の微小な形状であり，全体の美感を左右するような差違であるとはいえない。

なお，被告は，口 - 1号意匠のギア板部の表面に円状膨隆部が形成されており，この点においても本件意匠2と相違する旨主張するものの，ギア板部の表面は，本件意匠2の部分意匠として指定された範囲外の形状であるから，本件意匠2との差違点とはなりえず，この点に関する被告の主張は失当なものである。

また，被告は，本件意匠2の上突隆部が下突隆部よりも大きいのに対し，口 - 1号意匠の上下突隆部の大きさは同じであるとも主張するものの，本件意匠2は部分意匠であり，下突隆部全体の大きさを限定したものであるとは認めることができないから，この点に関する被告の主張も失当なものである。

(ウ) まとめ

以上のとおり，口 - 1号意匠と本件意匠2は，本件意匠2の要部において構成態様を共通にするものであり，具体的構成態様における差違は，需要者の注意を惹き付けるものではなく，両意匠の差異点は，両意匠の共通点を凌駕するものではないから，需要者に異なる印象を与えないということが出来る。

したがって，口 - 1号意匠と本件意匠2は，全体として需要者の視覚を通じて起こさせる美感を共通にしているものということが出来るから，類似するといふべきである。

3 争点3 (口 - 2号意匠は、本件意匠2に類似するか)について

以下の理由から、口 - 2号意匠は、本件意匠2に類似するものと認めることができる。

(1) 意匠に係る物品について

前提事実(4)のとおり、口 - 2号意匠と本件意匠2の意匠に係る物品が同一であることについては、当事者間で争いが無い。

(2) 本件意匠2の構成

本件意匠2の構成は、前記2(2)のとおりである。

(3) 口 - 2号意匠の構成

口 - 2号意匠の構成は、以下のとおりである。

ア 基本的構成態様

(ア) ギア歯が形成された2枚のギア板部が、平行に配置されている。

(イ) 正面視において、各ギア板部には、多数の細かなギア歯が左上方に凸の円弧状に配設されてギア部が形成されており、ギア部の両端には、それぞれ、ギア歯と比してラジアル外方向へ向けて突出する突隆部が形成されている。

イ 具体的構成態様

(ア) 正面視において、各突隆部のギア部側には、ラジアル外方向にゆくにしたがってギア部から離れる方向へ傾斜する直線状の勾配線が形成されており、上突隆部のギア部反対側には、ギア板中心に向けて段差が設けられている(下突隆部のギア部反対側も、同様の段差があるが、これは部分意匠の範囲外である。)。

(イ) ギア板部のギア歯は、中心角度約96度の範囲に配設されている。

(ウ) 各ギア部に形成されたギア歯の数は、17個である。

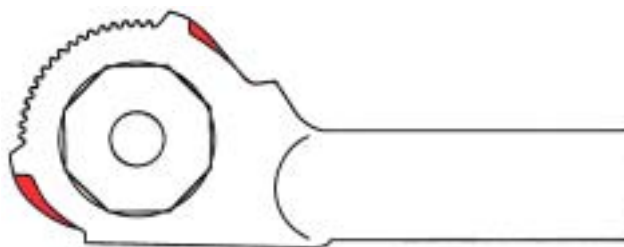
(4) 類否

ア 対比(共通点, 差異点)

両意匠の共通点, 差異点は、上突隆部のギア部反対側の段差の有無を除き、前記2(4)ア, イのとおりである。

イ 類否判断

口 - 2号意匠は、口 - 1号意匠のうち以下の赤色部分を切除変更したものにすぎないから、上記変更部分が前記2(4)ウで述べた類否判断に影響を与えるかについて検討を加えれば足りる。



まず、上記改変部分のうち下突隆部の下り勾配線を設けた部分は、前記(3)イ(ア)のとおり、本件意匠2において部分意匠とされた範囲外の部分であるから、類否判断とは関係がない。また、上突隆部の下り勾配線を設けた部分も、上端の限られた領域における差違にすぎず、両側面視、平面視及び底面視ではほとんど目立たないものであることからしても、全体の美感を左右するものではない。

したがって、上記改変部分が前記2(4)ウで述べた類否判断に影響を与えるものであるということとはできない。

なお、被告は、口-2号意匠のギア板部には八角形状膨隆部が設けられており、この点において本件意匠2と相違する旨主張するものの、被告も自認するとおり、本件意匠2において部分意匠とされた範囲に限れば、かろうじて三角形に4個看取することができるかどうかのものであり、全体の美感を左右するものということとはできない。

ウ 類否判断

以上によれば、口-2号意匠と本件意匠2は、本件意匠2の要部において構成態様を共通にするものであり、具体的構成態様における差違は、需要者の注意を惹き付けるものではなく、両意匠の差異点は、両意匠の共通点を凌駕するものではないから、需要者に異なる印象を与えないといえることができる。

したがって、口-2号意匠と本件意匠2は、全体として需要者の視覚を通じて起こさせる美感を共通にしているといえることができるから、類似するといふべきである。

4 争点4(口-3号意匠は、本件意匠2に類似するか)について

以下の理由から、口-3号意匠は、本件意匠2に類似するものとは認めることができない。

(1) 意匠に係る物品について

前提事実(4)のとおり、口-3号意匠と本件意匠2の意匠に係る物品が同一であることについては、当事者間に争いが無い。

(2) 本件意匠2の構成

本件意匠2の構成は、前記2(2)のとおりである。

(3) 口-3号意匠の構成

口-3号意匠の構成は、以下のとおりである。

ア 基本的構成態様

(ア) ギア歯が形成された2枚のギア板部が、平行に配置されている。

(イ) 正面視において、各ギア板部には、多数の細かなギア歯が左上方に凸の円弧状に配設されてギア部が形成されており、ギア部の両端には、それぞれ、ギア歯と比してラジアル外方向へ向けて突出する突隆部が形成されている。

イ 具体的構成態様

(ア) 正面視において、各突隆部のギア部側には、略U字形の小さな窪部が形成されており、上突隆部のギア部反対側は、ギア板中心に向けて段差が設けられている（下突隆部のギア部反対側も、同様の段差があるが、これは部分意匠の範囲外である。）。

(イ) ギア板部のギア歯は、中心角度約96度の範囲に配設されている。

(ウ) 各ギア部に形成されたギア歯の数は、17個である。

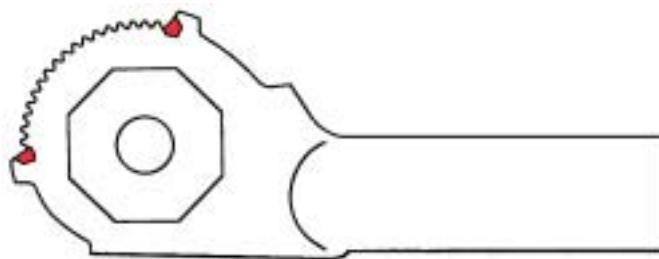
(4) 類否

ア 対比（共通点，差異点）

両意匠の共通点，差異点は、上下突隆部の形状を除き、前記2(4)ア、イのとおりである。

イ 類否判断

口-3号意匠は、口-2号意匠のうち以下の赤色部分を切除変更したものにすぎないから、上記変更部分が前記2(4)ウ、3(4)イで述べた類否判断に影響を与えるかについて検討を加えれば足りる。



そこで検討すると、本件意匠2は、上下突隆部が、ラジアル外方向へ向けて突出しているため、ギア部の両端から、ギア部全体を、両手を広げて支えるという印象を与えていたところ、口-1号意匠、口-2号意匠は、これと同じ印象を与えるものであるが（この点は、本件意匠2と全く同じである。）、上記変更では、上下突隆部のギア部側を小さく略U字形に切除した結果、ギア部の両端から、突隆部によって、挟み込むといった異なる印象を与えている。また、窪部の切欠きの程度も小さいが、要部であるギア歯の両端という、看者の注意が惹かれる箇所でもあり、本件意匠2が部分意匠であり、上下突隆部はその要部であることからすると、その対比において、上記窪部の存在が、口-3号意匠に占める程度は低いとはいえない。

これらのことからすると、上記変更部分は、正面視の左上に、細かいギア歯の一定程度のまとまりという特徴あるその余の構成態様の共通性を打ち消すものであるとまではいえないものの、上記変更部分に係る差異点は、本件意匠2と口-3号意匠の共通点を凌駕するということができる。

以上によれば、口-3号意匠と本件意匠2は、本件意匠2の要部において

構成態様を共通にするものであるが、両意匠の差異点は、両意匠の共通点を凌駕するということができる。

したがって、口 - 3号意匠と本件意匠2は、全体として需要者の視覚を通じて起こさせる美感を異にしているということができるから、類似しないというべきである。

5 争点5 (本件意匠登録1及び2について、意匠登録出願への変更前の特許出願に分割要件違反があるか) について

(1) 本件意匠登録1及び2に係る出願経過

ア 本件意匠登録1に係る出願経過は、以下のとおりである。

	出願番号	提出日	結果
原特許出願	特願 2005-50055	H17 02 25	特許 4418382
↓ 分割 ← 分割要件違反を主張			
分割出願	特願 2009-182565	H21 08 05	見なし取下げ
↓ 変更			
本件意匠1出願	意願 2009-17992	H21 08 06	登録 1379531

イ 本件意匠登録2に係る出願の経過は、以下のとおりである。

	出願番号	提出日	結果
原特許出願	特願 2005-50055	H17 02 25	登録(特許 4418382)
↓ 分割 ← 分割要件違反を主張			
分割出願1	特願 2009-182399	H21 08 05	登録(特許 4551478)
↓ 分割			
分割出願2	特願 2010-17810	H22 01 29	みなし取下げ
↓ 変更			
本件意匠2出願	意願 2010-2751	H22 02 05	登録(登録 1399739)

(2) 本件意匠登録1について

ア 被告は、上記特願2009-182565の特許出願(乙3特許出願)について、分割要件違反がある旨主張する。

具体的には、当初出願である乙1特許出願(特願2005-50055)の明細書では、第1アームに存する壁部17にくり抜かれた穴について、「くさび形窓部」として特定されていたのを、乙3特許出願では、「くさび形の空間部」と特定しているが、乙1特許出願では、「くさび面」が「くさ

び形窓部」を構成する一部位とされており、くさび形窓部を設けずに、くさび面と外周歯面との間にくさび形の空間部を形成するという技術的思想は記載されておらず、これは、当初明細書等に記載されていない新規事項を追加したものであると主張する。

そこで検討すると、乙1特許出願の【特許請求の範囲】【請求項1】は、「ケース部を備える第1アームと、該ケース部にて該第1アームと第1軸心廻りに揺動可能に枢結されると共に相互に平行な2枚のギア板部から成るギア部を備える第2アームと、該第1アームの該ケース部に形成されるくさび型窓部と、該くさび型窓部内にて移動可能に配設されかつ一面側が上記ギア部に嚙合可能な歯面とされ他面側が上記くさび形窓部の外方側のくさび面に当接する当接面とされて該歯面が該ギア部に嚙合しかつ該当接面が該くさび面に当接し上記第2アームが上記第1アームに対して展開方向へ揺動するのを抑制する浮動くさび部材と、を具備することを特徴とする角度調整金具。」というものである。

これによれば、「くさび形窓部」は、その内部において、浮動くさび部材が移動可能に配設されていること、くさび形窓部の外方側のくさび面は、浮動くさび部材の当接面と当接すること、浮動くさび部材の歯面は、第2アームに形成されたギア部と嚙合することが認められる。そうすると、「くさび形窓部」は、外方側のくさび面とギア部との間に形成される浮動くさび部材を収容する空間として構成されていることが明らかである。

これに対し、乙3特許出願（特願2009-182565）の【請求項1】は、「第1軸心を中心として相互揺動可能に枢結された第1アームと第2アームとを備えた角度調整金具に於て、/上記第2アームは上記第1軸心を中心とした円弧線に沿って形成された2枚のギア板部から成るギア部を備え、/さらに、上記第1アーム側に、上記第1軸心方向から見て、上記ギア部の外周歯面との間にくさび形の空間部を形成するくさび面を設け、/しかも、該くさび形の空間部内に移動可能であって、かつ、一面側が上記ギア部の外周歯面に嚙合可能な歯面とされ、他面側が上記くさび面に当接する当接面とされた浮動くさび部材を、備えたことを特徴とする角度調整金具。」というものである。

これによれば、「くさび形の空間部」は、その内部において、浮動くさび部材が移動可能に配設されていること、くさび形の空間部を形成する外方側のくさび面は、浮動くさび部材の当接面と当接すること、浮動くさび部材の歯面は、第2アームに形成されたギア部と嚙合することが認められる。そうすると、「くさび形の空間部」も、外方側のくさび面とギア部との間に形成される浮動くさび部材を収容する空間として構成されていることが明らかである。

したがって、「くさび形窓部」と「くさび形の空間部」は、その意義・構成において何ら異なるものではないから、「くさび形窓部」を「くさび形の空間部」と変更したことが分割要件違反に当たるとはいえない。

イ また、被告は、当初出願に係る特許請求の範囲、明細書又は図面の記載によれば、「くさび面」について、第1アームのケース部に形成されたものだけが記載されており、他の部位に形成することは全く記載されておらず、示唆もないのに対し、乙3特許出願では、「上記第1アーム側に、……くさび面を設け」とされ、第1アームのケース部だけではなく、その他の部位にくさび面が形成されることも包含されており、これが新規事項の追加に当たると主張する。

しかしながら、前記アのとおり、「くさび形窓部」と「くさび形の空間部」は、技術的構成としては何ら異なるものではなく、「くさび面」は「くさび形窓部」ないし「くさび形の空間部」の外側（第1アーム側）において、浮動くさび部材の当接面と当接するものとして形成されるものであり、当初出願と上記分割後の出願において、「くさび面」が形成される部位には何らの変更もない。したがって、この点に関する被告の主張にも理由がない。

(3) 本件意匠登録2について

ア 被告は、乙4特許出願（特願2009-182399）について、分割要件違反がある旨主張する。

具体的には、乙1特許出願の明細書では、「くさび形窓部」として特定されていたものを「くさび形の空間部」と変更したことが新規事項の追加に当たると主張している。

そこで検討すると、前記(2)で示したのと同様の理由により、分割要件違反を認めることはできない上、甲9によれば、乙1特許出願について、請求項の「くさび形の空間部」を「くさび形窓部」に変更する補正をされたことが認められるから、少なくとも被告が主張する新規事項の追加は補正により解消されたものであり、この点に関する被告の主張には理由がない。

イ 被告は、乙1特許出願の明細書では、「くさび面」について、くさび形窓部を構成する一部位とされていたところ、乙4特許出願の明細書では、くさび面と外周歯面との間にくさび形の空間部を形成することにされたこと、及び乙1特許出願の明細書では「くさび面」が第1アームのケース部に形成されるものとされていたのを、乙4特許出願の明細書では「くさび面」が第1アームのケース部以外にも形成されることを包含する記載とされたことが、それぞれ新規事項の追加に当たると主張している。

そこで検討すると、甲9によれば、乙4特許出願については、請求項の記載を「上記くさび形窓部の外方側のくさび面」と特定する補正がされており、くさび面は、くさび形窓部を構成する一部位として特定されたことが認められる。また、補正後の請求項では「くさび形窓部」が第1アームのケース部に形成されるものとされており、この点に関する被告の主張にも理由がない。

ウ なお、被告は、前記ア及びイの各補正について、乙4特許出願に係る明細書の段落【0012】において、ケース部はギア部を收容するものとされていたのに対し、補正後の請求項（甲9）ではケース部においてギア部が收容されるとする限定がなく、これが新規事項の追加に当たるから、上記補正は不適法である旨主張する。

しかしながら、乙4特許出願に係る明細書の段落【0012】は実施例の説明に係る記載であり、特許請求の技術的範囲を実施例に限定して解釈する理由はないから、上記被告の主張は失当なものである。

6 争点6（本件意匠登録1について、特許出願から意匠登録出願への変更は適法なものであるか）について

前記5のとおり、本件意匠登録1に係る出願は、乙1特許出願を分割出願したもつから意匠登録出願に変更されたものであるところ、被告は、上記乙1特許出願に係る明細書及び図面に記載された本件意匠1に対応する部材である

「浮動くさび部材」と、本件意匠1とが同一性を欠いており、意匠登録出願への変更は不適法なものである旨主張するので、以下検討する。

(1) 本件意匠1の右側面の形状

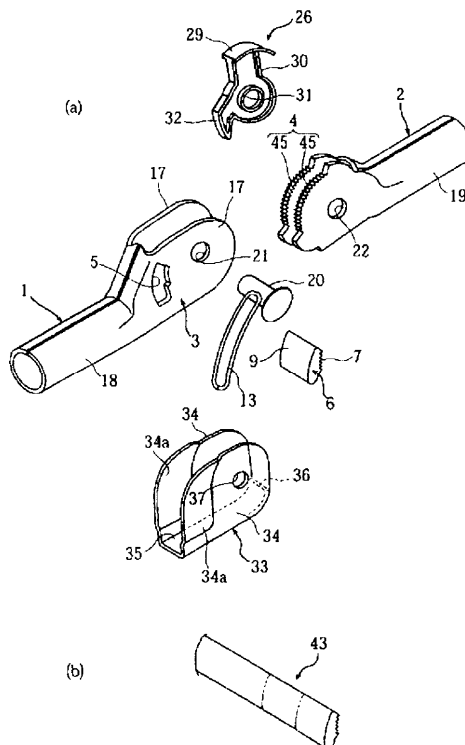
ア 被告は、乙1特許出願に係る明細書及び図面において本件意匠1の右側面の形状が記載されていない旨主張する。

乙1特許出願（特願2005-050055）に係る明細書及び図面によれば、以下の記載のあることが認められる。なお、以下の記載のうち「浮動くさび部材6」が本件意匠1に対応する部材である。

【0025】

「この浮動くさび部材6は、図3(b)に示したような鉄鋼材から成る長尺状引抜き材43を、所定長さに切断して、形成される。」

【図3】



イ 機械工学事典（甲 8）によれば、「引抜き加工」とは、一般に、「所定の穴形状を有するダイスに被加工材を通して引き抜くことにより、各種横断面形状を有する線、棒、管、形材などを製造する加工法」をいうことが認められる。

ウ 前記ア及びイによれば、前記アの特許出願に係る明細書及び図面において、本件意匠 1 に対応する「浮動くさび部材 6」の右側面の形状として、歯面を右側面の正面側端部から背面側端部にかけて均一に配設したものが記載されているものと認めることができる。

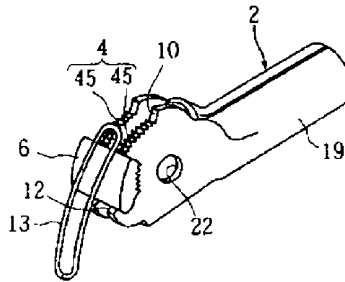
よって、この点に関する被告の主張には理由がない。

(2) 本件意匠 1 の側面視形状における縦横比

ア 被告は、乙 1 特許出願に係る明細書及び図面において、本件意匠 1 に対応する「浮動くさび部材 6」の側面視形状の縦横比が明らかではなく、むしろ横長である旨主張する。

乙 1 特許出願に係る明細書及び図面において、「浮動くさび部材 6」の側面視に係る図面はなく、前記(1)アの【図 3】及び下記【図 5】の斜視図があるのみである。

【図 5】



イ 前記アによると、【図 5】は別紙本件意匠目録 1【使用状態を示す参考図 3】と同一のものであることが認められる上、いずれの斜視図においても縦寸法が横寸法よりもやや大きな形状で記載されていることが認められるから、この点に関する被告の主張も理由がない。

7 争点 7（本件意匠登録 2 について、特許出願から意匠登録出願への変更は適法なものであるか等）について

(1) 被告は、本件意匠 2 について、特定の機能を有するとか、一定の重要性があるとか、まとまりがあるとはいえないから、創作の単位としての「物品の部分」に当たらない旨主張する。

当初の出願である乙 1 特許出願に係る明細書及び図面によると、以下の発明が記載されている。

【請求項 1】

「ケース部を備える第 1 アームと、該ケース部にて該第 1 アームと第 1 軸心

廻りに揺動可能に枢結されると共に相互に平行な2枚のギア板部から成るギア部を備える第2アームと、該第1アームの該ケース部に形成されるくさび形窓部と、該くさび形窓部内にて移動可能に配設されかつ一面側が上記ギア部に嚙合可能な歯面とされ他面側が上記くさび形窓部の外方側のくさび面に当接する当接面とされて該歯面が該ギア部に嚙合しかつ該当接面が該くさび面に当接し上記第2アームが上記第1アームに対して展開方向へ揺動するのを抑制する浮動くさび部材と、を具備することを特徴とする角度調整金具。」

【請求項7】

「上記第2アームは、上記第1アームに対して所定折り畳み角度を越えて揺動すると上記浮動くさび部材を折り畳み方向に押圧する押し返し突部を有し、上記くさび形窓部は、該押し返し突部にて押し返された該浮動くさび部材を收容して上記歯面と上記ギア部との嚙合状態を解除させる退避空間部を有し、さらに、上記第2アームは、上記第1アームに対して展開揺動させると該退避空間部に收容された該浮動くさび部材を押し出して該歯面と該ギア部とを嚙合状態とさせる押し出し突部を有する請求項1、2、3、4、5又は6記載の角度調整金具。」

(2) 前記(1)によると、本件意匠2は、乙1特許出願に係る部材のうち「押し返し突部」「ギア部」「押し出し突部」に係る部分を取り出したものであることが認められるから、本件意匠2は、本件意匠2の意匠に係る物品である「角度調整金具用揺動アーム」のうち、特定の機能を有する部分を取り出したものであり、この点に関する被告の主張は前提を欠いているというべきである。

また、前記2で述べたところからしても、本件意匠2は、それ自体において美感を起こさせるに足りるものであり、本件意匠2の意匠に係る物品について、他の意匠と対比する際に対比の対称となりうる部分として十分なものであるということもできる。

したがって、本件意匠2が「物品の部分」に当たるものではない旨の被告の主張には理由がない。

8 差止めの必要性

被告は、口-1号製品、口-2号製品を現在、製造・販売していないと主張した上、原告の求釈明に応じ、口-1号製品については、製造販売の開始日が平成21年3月4日、終了日が平成22年7月30日で、在庫は存在しない、口-2号製品については、製造販売の開始日が平成22年8月24日、終了日が平成22年11月2日で、在庫は存在しない、との釈明をしたものの、製造販売を中止した理由を明らかにしていない。

被告は、現在、口-3号製品を製造、販売しており、上述した事情を総合すると、前提事実(4)のとおり、被告は、現在、口-1号製品、口-2号製品を

製造、使用、譲渡、輸出及び輸入していないと認めることができる。

しかし、被告は、口 - 1号意匠に対応する意匠について、平成20年10月8日、出願登録し、平成23年2月4日、登録され、口 - 2号意匠に対応する意匠について、平成22年7月22日、出願登録し、平成23年2月4日、登録されている（乙8, 9。本件意匠2が部分意匠であるため、いずれも拒絶されなかったものと推測される。）。被告はこれらの事実を理由に、本件意匠権2の侵害を争っており、今後、口 - 1号製品や口 - 2号製品を製造販売するおそれを認めざるを得ない。

また、上記各製品の在庫については、これを全て廃棄したというが、その裏付けはない。

そうすると、原告の請求のうち、口 - 1号製品及び口 - 2号製品の製造、販売、輸出、輸入、使用の禁止を求める部分については、その必要性を認めることができ、上記各製品の廃棄を求める部分についても、理由がある。

なお、被告は、現在、別紙イ号製品目録及び別紙ロ号製品各目録記載の各製品のうち、「ラチェットギア多段シリーズ 14RS 巻き1.6」を製造していないものの（前提事実(4)）、その製造中止の経緯は不明であり、改めて製造販売するおそれを認めざるを得ない。

9 結論

よって、主文のとおり判決する。

【論 説】

1. この事案は、判決文のポリウム割りには小物品の意匠に係る意匠権の侵害事件であるところ、(1)意登第1379531号にかかる「角度調整金具用浮動くさび」は、特願2009-182565号からの出願分割・変更に係る意匠、(2)意登第1399739号にかかる「角度調整金具用揺動アーム」は、特願2010-17810号から出願分割・変更に係る部分意匠であるから、いずれも添付図面を見れば簡単に理解できる形態である。

2. そこで、本件登録意匠1とイ号意匠とを対比すれば、両意匠は明らかに類似する意匠といえるし、本件登録意匠2と口 - 1号意匠とを対比した本件登録意匠2と口 - 2号意匠とを対比すると、いずれの各意匠とも類似する意匠といえるのである。

その理由は、それぞれの図面の表現において同一性があるところ、その由来は対比する意匠間においてその創作体を同一にしているからである。けだし、意匠の類似とは意匠の創作体の同一をいうからである。

〔牛木 理一〕